

# 起業チャレンジ応援事業実施要領

## (目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、新潟県内（以下「県内」という。）において、デジタル技術を活用し、県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業等の創出を図るため、県内に事業所を設置し事業展開を行う際の必要な経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。この交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

## (助成対象者)

第2条 この事業の対象者は、別表2に掲げる者のうち、創業事業計画に基づき公募開始日以降、県内で創業予定の者とする。ただし申請時において、創業事業計画以外の事業を営む会社または他の団体等に所属する者（代表者及び役員を含む）にあっては、交付決定後2ヵ月以内に、所属する会社、団体等を退職することができる者とする。

## (助成対象事業)

第3条 この事業の対象事業は、次に掲げる事項のすべてに該当する事業とする。

- (1) 事業計画に具体性が認められるもの。
- (2) 事業計画に実現可能性が認められるもの。
- (3) 事業計画に継続性が認められるもの。
- (4) 事業計画に社会性が認められるもの。
- (5) 交付決定後、助成期間終了までに、事業を開始する見込みであるもの。
- (6) 事業計画の内容が別表3に掲げる対象外事業に該当するものではないこと。

## (助成金の交付基準)

第4条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額とする。
- 3 助成事業の実施期間は、別表2のとおりとする。

## (助成金の交付条件)

第5条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 創業後3年間の事業計画を有している者であること。
- (2) 採択後最低1年間、事業活動を継続する見込みであること。
- (3) 助成事業の内容を変更する場合（第9条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (5) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

- (6) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (7) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (9) 助成事業の成果の事業化、助成事業により取得した工業所有権の譲渡若しくは実施権の設定又は助成事業の成果の他への供与により収益が生じたときは、交付した助成金の全部又は一部を機構に納付させることがあること。

#### (助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。
- 2 前項の申請に際しては、申請者の住所又は創業予定場所を所管する商工会議所若しくは商工会の経営指導員又は金融機関の担当者による確認書を添付しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

- 第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。
- (1) 創業事業計画の具体性
  - (2) 創業事業計画の実現可能性
  - (3) 創業事業計画の継続性
  - (4) 創業事業計画の社会性
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。
- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
  - (2) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること
- 3 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

#### (変更の承認申請)

- 第8条 第5条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

#### (軽微な変更の範囲)

- 第9条 第5条第3号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 事業の内容を著しく変更する場合

**(事業の中止又は廃止の承認申請)**

第10条 第5条第4号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

**(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)**

第11条 第5条第5号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による事業遅延報告書を理事長に提出しなければならない。

**(申請の取下げ)**

第12条 助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

**(状況報告)**

第13条 交付決定者は別記第5号様式による事業遂行状況報告書を理事長の指定する期日まで提出するものとする。

**(実績報告)**

第14条 交付決定者は、別記第6号様式による実績報告書を助成事業が完了した日（第10条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日、若しくは理事長の指定した期日までに提出しなければならない。

**(事業化状況報告)**

第15条 交付決定者は、助成事業の完了した日の属する年度の終了後、別に定める期間、当該助成事業の成果に係る事業化の状況について、理事長の指定した期日までに、別記第7号様式による事業化状況報告書1部及び決算報告書の写しを理事長に提出して報告しなければならない。

**(工業所有権に関する届出)**

第16条 助成事業に基づく発明、考案等に係る特許権、実用新案権又は意匠権について、助成事業の完了した日の属する年度の終了後、別に定める期間、出願若しくは取得した場合又はこれらの権利を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条の規定により提出する事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

**(成果の発表)**

第17条 理事長は、交付決定者に対し、必要に応じて成果の発表会において、事業の進捗状況の報告を求めることができる。

**(検査の実施)**

第18条 理事長は、交付決定者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

#### (助成金の支払)

- 第 19 条 助成金は原則として精算払いとする。
- 2 助成金の支払いを受けようとする者は、別記第 10 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長が真に必要と認めた場合にあっては概算払いとすることができる。助成金の概算払いを受けようとする者は、別記第 8 号様式による概算支払請求書を理事長に提出しなければならない。

#### (取得財産の処分の制限)

- 第 20 条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。
- 2 交付決定者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第 9 号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。

#### (交付決定の取り消し)

- 第 21 条 理事長は、創業事業計画の円滑な遂行に著しい遅延が生じており、創業事業計画に基づく事業活動が実施される見込みがないと認められる場合は、交付決定を取り消すことができる。

#### 附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、この要領による改正後の起業チャレンジ応援事業費補助金実施要領の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

## 助成対象経費

助成事業の区分	対象経費の区分	助成対象経費の内容
起業チャレンジ応援事業	事業拠点開設費	<p>1 事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費</p> <p>2 事業所の増改築費</p> <p>3 法人登記費用（印紙・登録免許税除く）</p> <p>4 消耗品費</p> <p>5 その他機構が必要と認める経費</p>
	事業促進費	<p>1 人件費（本人、3親等以内の親族を除く）</p> <p>2 賃借料</p> <p>3 光熱水費</p> <p>4 通信運搬費</p> <p>5 広告宣伝費</p> <p>6 その他機構が必要と認める経費</p>

別 表 2

### 助成金の交付基準

助成事業の区分	起業チャレンジ応援事業
助成対象者	県内に事業活動の本拠となる事務所を設置し、デジタル技術を活用※し、県内での地域課題や社会課題解決に資する事業を行う者で、公募開始日以降から助成事業の実施期間終了までに創業に至ると見込まれる者。
助成事業の実施期間	交付決定日から当該年度の2月末日まで
	対象経費
	50万円～
助成金	上限額 200万円 助成率 1/2以内

※創業予定者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること

別 表 3

助成金の対象外事業

【業種で対象外とするもの】

- ・農業
- ・林業
- ・漁業
- ・狩猟業
- ・金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- ・娯楽業のうち風俗関連営業
- ・競輪、競馬等の競争場・競技団
- ・パチンコホール
- ・ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- ・芸ぎ業
- ・場外馬券売場及び場外車券売場
- ・競輪競馬等予想業
- ・芸ぎ周旋業
- ・集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- ・興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- ・易断所・観相業
- ・相場案内業
- ・病院
- ・一般診療所
- ・歯科診療所
- ・助産、看護業
- ・歯科技工所
- ・学校（学校法人が経営するもの）
- ・法律事務所、特許事務所
- ・公証人役場、司法書士事務所
- ・公認会計士事務所、税理士事務所
- ・社会保険労務士事務所
- ・獣医業
- ・通訳案内業
- ・不動産鑑定業
- ・行政書士事務所
- ・土地家屋調査士事務所
- ・宗教、政治、経済、文化団体
- ・その他の非営利事業及び団体、LLP（有限責任事業組合）、社団法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
- ・風俗営業(第1項)  
　キヤバレー（第1号）、スナック・バー・クラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）、低照度飲食店（第5号）等

- ・性風俗関連特殊営業（第5項）

店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業

【営業内容で対象外とするもの】

- ・奢侈遊興性にわたるもので料金が大衆的でないもの
- ・公序良俗に反するなど社会的に批判を受ける恐れがあるもの
- ・一時的または投機的なもの
- ・単に社会福祉または慈善等を目的とするもの